

(総則)

第1条 売扱人及び買受人は、頭書の不用物品売扱契約に関し、この契約書に基づき、別紙仕様書その他文書に従い履行しなければならない。

(権利又は義務の譲渡等)

第2条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、売扱人の承諾を得た場合は、この限りではない。

(物品の引渡し)

第3条 売扱物品の引渡しは、売扱人の指示した文書その他に従って行うものとする。

2 買受人は、売扱物品を搬出するときは、別に定めるところにより、売扱人の確認を受けなければならない。

3 売扱物品の搬出に必要な費用は、買受人の負担とする。

(危険負担)

第4条 天災その他不可効力により売扱物品が滅失又は毀損したときは、その滅失又は毀損が売扱物品の引渡し前の場合にあっては売扱人の負担とし、引渡し後の場合にあっては買受人の負担とする。

(瑕疵担保)

第5条 売扱人は、売扱物品引渡し後において当該物品の瑕疵担保の責任は負わない。

(契約内容等の変更)

第6条 売扱人は、必要があるときは、売扱物品の規格等を変更させ、又は売扱いを一時中止させることができる。

2 買受人は前項により買受人に損失が生じた場合、売扱人にその補償を請求することができない。

3 この契約締結後、市場に著しい変動があった場合は売扱人と買受人とが協議の上、この契約単価を変更することができる。

(売扱人の契約解除権)

第7条 売扱人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(2) その他この契約上の義務に違反し、その違反によってこの契約の目的を達成することができないおそれがあるとき。

(3) 資産信用状態が著しく低下したとき。

(4) やむを得ない理由によりこの契約の解除を申し出たとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、買受人は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として売扱人の指定する期日内に支払わなければならぬ。

(1) 前項第1号から第3号までの規定によりこの契約が解除された場合

(2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となった場合

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 買受人について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 買受人について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 買受人について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(談合その他不正行為による解除)

第7条の2 売扱人は、買受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、買受人に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があつたとして、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下この条において「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、買受人に独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「課徴金の納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(3) 公正取引委員会が買受人に独占禁止法違反行為があつたとして行った決定に対し、買受人が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体（以下「買受人等」という。）に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをして、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(5) 排除措置命令等により、買受人等に独占禁止法違反行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(6) 買受人（買受人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除された場合においては、買受人は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として売扱人の指定する期日内に支払わなければならぬ。

(暴力団排除措置による解除)

第7条の3 売扱人は、買受人（買受人が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 買受人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 買受人の役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 買受人の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (4) 買受人の役員等が、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
- (5) 買受人の役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) 買受人の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除された場合においては、買受人は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として売扱人の指定する期日内に支払わなければならない。

（不当要求による解除）

第7条の4 売扱人は、買受人（買受人が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。）が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) この契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて売扱人の信用を棄損し、又は売扱人の業務を妨害する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が売却する売扱物品の買受人として不適切であると認められる行為

2 前項の規定によりこの契約を解除された場合においては、買受人は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として売扱人の指定する期日内に支払わなければならない。

（買受人の契約解除権）

第8条 買受人は天災その他やむを得ない理由により、売扱物品の搬出をすることができないときに限り、この契約の全部又は一部の解除を申し出ができる。

（談合等に係る違約金等）

第9条 買受人は、この契約に関して、第7条の2第1項各号のいずれか又は第7条の4に該当するときは、売扱人がこの契約を解除するか否かを問わず、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の2に相当する額を違約金として売扱人の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第7条の2第1項第1号から第5号までに掲げるもののうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合その他売扱人が特に認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、売扱人に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、売扱人は、その超過分につき賠償を請求することができる。

（売扱代金）

第10条 買受人は、売扱代金を売扱人が発行する納入通知書により、その定められた期限内に納付するものとする。

2 買受人は、前項の期限までに売扱代金を納付しなかった場合は、当該期限内の翌日から納付した日までの日数に応じ売扱代金につき契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した金額を違約金として売扱人の指定した期日内に支払わなければならない。

3 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、売扱人は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（不当介入への対応）

第11条 買受人は、この契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、売扱人に報告しなければならない。

2 買受人は、前項の規定による売扱人への報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより、当該契約につき履行遅滞等が生じるおそれがあるときは、売扱人に履行期間の延長等を請求することができる。

3 売扱人は、前項の規定による請求を受けた場合において、必要があると認められるときは、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

（契約規則の遵守）

第12条 この契約に定めるほか、この契約の履行にあたっては、関係法令及び岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）を遵守しなければならない。

（質疑等の決定）

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売扱人と買受人とが協議の上これを定める。